

高橋・只木ゼミ後期第3問検察側反対尋問レジュメ

文責:2班

1. 弁護側は欺罔行為の定義をどのように捉えているか。
- 5 2. 弁護側はクレジットカード制度をどのような制度と考えているか。
3. 2頁21行目以下「しかし、カードの提示により～加盟店である」とあるが、本件においても加盟店が錯誤に陥ったという理解で間違いはないか。
4. 自己名義のカードの不正利用において、購入者が働いた欺罔行為自体に存する違法性については、完全に捨象しているという理解でよいか。そうであるならばそれはなぜか。
- 10 5. 弁護レジュメ3頁20行以下で「クレジットカード取引の実態」「妻が～事実上黙認されている現状」とあるが、これらの理由はいずれも観念的であり欺罔行為自体の違法性を阻却しうる根拠にはならないと思われる。その点についてどのように考えているか。

以上